（別添3）

提案者各位

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

―利害関係の確認について―

* ＮＥＤＯは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
* さらに、採択審査委員の選定段階で、ＮＥＤＯは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
* そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
* また、ＮＥＤＯが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、別紙の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| （提案者名）（※連名提案をする場合及び共同研究を行う場合は、併記してください。大学や公的研究機関の場合は、研究代表者について、大学又は大学院に所属する研究者は、学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は、部門やセンターまで所属を記載ください。）○○株式会社○○大学○○学部○○学科　教授　○○　○○○○大学院○○研究科○○専攻　教授　○○　○○○○研究所　○○部門　部門長　○○　○○ |

|  |
| --- |
| （研究開発テーマ）○○の研究開発 |

|  |
| --- |
| （技術的なポイント） |

|  |
| --- |
| （利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、任意で御記載ください。） |

利害関係者の定義について

１　規程

ＮＥＤＯでは、ＮＥＤＯ技術委員・技術委員会等規程（平成15年度規程第63号）（以下、規程という。）第25条及び第32条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

２　利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

一　審査を受ける者と親族関係にある者

ニ　審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

三　審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者

四　審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

五　その他機構が利害関係者と判断した者

以上